



鳥取県公報

平成 27 年 11 月 6 日 (金)
号外第 105 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 規 則	とっとり県民の日条例第 4 条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則 (55) (参画協働課) 3
-------	--

==== 公布された規則のあらまし =====

◇とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営米子屋内プールの廃止（米子市への移管）及び鳥取県営東山水泳場の設置に伴い、所要の規定の整備を行う。

2 規則の概要

（1） とっとり県民の日において利用料金を徴しない公の施設として鳥取県営東山水泳場を加え、鳥取県営米子屋内プールを削る。

（2） 施行期日は、公布日とする。

規 則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月 6 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則の一部を改正する規則

とっとり県民の日条例第4条の使用料等を定める規則（平成10年鳥取県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第1項の規定に基づく利用料金のうち、次に掲げる施設の利用に係るもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 鳥取県営鳥取屋内プール（研修室を除く。）及び鳥取県営東山水泳場</p> <p>ウ 略</p> <p>(7) 略</p>	<p>とっとり県民の日条例(平成10年鳥取県条例第13号)第4条の規則で定める使用料又は利用に係る料金は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)第11条第1項の規定に基づく利用料金のうち、次に掲げる施設の利用に係るもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 鳥取県営鳥取屋内プール（研修室を除く。）及び鳥取県営米子屋内プール</p> <p>ウ 略</p> <p>(7) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。